主 文

本件各上告を棄却する。

裁判官藤田八郎の意見は左のとおりである。

本件被告人等は、被告人株式会社A造船所、同B、同Cと共邇に上告申立をした 共同被告人であつて、右三名に対しては、大赦により原判決を破棄自判したのであ るから(昭和二五年(れ)第一八七一号、同二七年一二月二六日当小法廷判決)、 本件被告人両名にも同様原判決を破棄自判すべきものである(昭和二三年(れ)第 一五四一号、同二七年一一月五日大法廷決定参照)。

昭和二七年一二月二六日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官